

(対大臣・副大臣・政務官)

人事課 作成

3月9日(月) 参・予算委 小西 洋之 議員(新会派)

想定1問 東京高検の黒川検事長の勤務延長について、政府内における検察官の勤務延長に関する法令解釈変更の経緯等を説明してほしいがどうか。また、政府の法令解釈は、定年制度を導入した国家公務員法改正案の想定問答集の問4・6及び問4・7に記載されている内容との整合性が取れないのではないか。法務大臣の見解を問う。

(同旨 総理大臣)

〔結論〕

勤務延長制度の導入当時、検察官については、国家公務員法の勤務延長制度は検察庁法により適用除外されると理解されていたものと認識。

他方、法務省においては、(今般の) 国家公務員一般の定年の引上げに関する検討の一環として、検察官についても検討を進める過程で、国家公務員法と検察庁法との関係を検討し、

- 検察庁法が定める検察官の定年による退職の特例は、定年年齢と退職時期の2点であり、
- 勤務延長制度の趣旨は、検察官にも等しく及ぶというべきであることから

検察官の勤務延長については、一般法である国家公務員法の規定が適用されると解釈した。



その上で、関係省庁からも異論はないとの回答を得て、解釈を改めたもの。】

(参考) 第93回国会(臨時会) 国家公務員法の一部を改正する法律案(定年制度) 想定問答集

問46 「法律に別段の定めのある場合を除き」としている理由及び具体例いかん。

答 今回の定年制度法案は、現在法律により定年が定められている職員については、それぞれの法律によることとして、適用対象から外すという考え方を探っているので、「法律に別段の定めのある場合を除き」と規定している。具体例としては、検察官(検察庁法第二十二条により定年が定められている。)及び大学教員(教育公務員特例法第八条により大学管理機関が停年を定めることとされている。)がある。

問47 検察官、大学の教員については、年齢についてのみ特例を認めたのか。それとも全く今回の定年制度からはずしたのか。

答 定年、特例定年、勤務の延長及び再任用の制度の適用は除外されることとなるが、第八十一条の五の定年に関する事務の調整等の規定は、検察官、大学の教員についても適用されることとなる。

【責任者：大臣官房人事課 濱課長 内線  携帯 】

(対大臣・副大臣・政務官)

人事課 作成

3月9日(月) 参・予算委 小西 洋之 議員(新会派)

想定2問 東京高検の黒川検事長の勤務延長について、検察官の勤務延長に関する法令解釈変更に関する法務省や内閣法制局の説明は、論理的に破綻しているのではないか。また、総理は、本件に関する説明を法務省や内閣法制局に任せているようだが、勤務延長は閣議決定されたものであり、閣議を主宰する総理の責任も重いのではないか。法務大臣の見解を問う。(同旨 総理大臣)

[結論]

法令の解釈は、当該法令の規定の文言、趣旨等に即しつつ、立案者の意図や立案の背景となる社会情勢等を考慮するなどして、論理的に確定されるべきものであり、検討を行った結果、従前の解釈を変更することが至当であるとの結論が得られた場合には、これを変更することがおよそ許されないというものではない。

この点、社会経済情勢の多様化・複雑化に伴い、犯罪の性質も複雑困難化する状況下において、国家公務員一般の定年の引上げに関する検討の一環として、検察官についても改めて検討したところ、
○ 検察庁法が定める検察官の定年による退職の特例は、定年年齢と退職時期の2点であり、



○ 勤務延長制度の趣旨は、検察官にも等しく及ぶ
というべきであること
などからすれば、検察官の勤務延長については、一
般法である国家公務員法の規定が適用されると解釈
でき、問題はない。

その上で、黒川検事長の勤務延長については、検
察庁の業務遂行上の必要性に基づき、法務大臣から
閣議請議を行って閣議決定され、引き続き勤務させ
ることとしたものであり、御指摘は当たらない。」

【責任者：大臣官房人事課 濱課長 内線 [REDACTED] 携帯 [REDACTED]】

(対大臣・副大臣・政務官)

人事課 作成

3月9日(月) 参・予算委 小西 洋之 議員(新会派)

想定3問 国家公務員一般の定年の引上げに関する
検討の一環で、なぜ検察官の勤務延長について
検討することとなったのか、法務大臣に問う。

〔結論〕

国家公務員一般の定年の引上げに関する検討の一環として、検察官についても検討を進める過程で、勤務延長制度や再任用制度をどのように取り扱うかを考慮する前提として、現行法の勤務延長制度や再任用制度について国家公務員法と検察庁法との関係を検討したもの。」

【責任者：大臣官房人事課 濱課長 内線████ 携帯████】

(対大臣・副大臣・政務官)

人事課 作成

3月9日(月) 参・予算委 小西 洋之 議員(新会派)

想定4問 檢察官の勤務延長について検討を開始したのはいつか、その上で、なぜ令和2年1月という時期に解釈変更をする必要があったのか、法務大臣に問う。

〔結論〕

法務省においては、(国家公務員一般の定年の引上げに関する検討の一環として、検察官についても検討を進める過程、すなわち)、通常国会への提出が予想されていた検察官の定年引上げに関する法律案の策定の過程で、昨年12月頃から、現行の国家公務員法と検察庁法との関係について必要な検討を行っていたところ。

その結果、本年1月17日までには、法務省内において、検察官の勤務延長については、一般法である国家公務員法の規定が適用されるとの解釈に至ったため、直ちに関係省庁と協議を行い、異論はない旨の回答を得て、最終的に結論を得たもの。

(それを踏まえて、法律案を策定したもの。)】

【責任者：大臣官房人事課 濱課長 内線████ 携帯████】

(対大臣・副大臣・政務官)

人事課 作成

3月9日(月) 参・予算委 小西 洋之 議員(新会派)

想定5問 檢察官の定年引上げに関する法律案策定の過程で必要な検討を行っていたと言うが、具体的にどのような検討作業を行っていたのか、法務大臣に問う。

〔結論〕

事務方の具体的な作業状況につき、詳細は把握していないが、

- 現行法の勤務延長制度や再任用制度についての国家公務員法と検察庁法との関係につき、各種文献等を調査したり、
- とり得る解釈について、担当部局内で議論を行ったり、
- 新しい法律案に勤務延長制度等を盛り込むとした場合、どのような条文とすべきか検討するなどの必要な検討を行っていたものと承知している。」

【責任者：大臣官房人事課 濱課長 内線████ 携帯████】

(対大臣・副大臣・政務官)

人事課 作成

3月9日(月) 参・予算委 小西 洋之 議員(新会派)

想定12問 法務省と内閣法制局から、「解釈変更後においては、定年に達した検察官は、検察庁法22条の『辞めさせる規範』と、国公法81条の2の『辞めさせる規範』の双方を義務として退職することとなる」と文書にて確認しているが、この見解で間違いないか、法務大臣に問う。

[結論]

御指摘の書面は、内閣法制局職員及び当省職員が行った御説明を踏まえて、小西委員において作成されたものと聞いている。

(細かい文言はさておき、) 趣旨においては、おおむね内閣法制局職員及び当省職員が御説明したとおりのものと聞いている。」

【責任者：大臣官房人事課 濱課長 内線 [] 携帯 []】

(対大臣・副大臣・政務官)

人事課 作成

3月9日(月) 参・予算委 小西 洋之 議員(新会派)

想定13問 解釈変更前後における、検察官の定年退官の根拠規定について、法務大臣に問う。

〔解釈変更前の根拠規定〕

解釈変更前における検察官の定年による退職は、検察庁法22条に基づくものと理解されていたものと認識している。

〔解釈変更後の根拠規定〕

(これに対し、) 解釈変更後における検察官の定年による退職は、検察庁法22条により定年年齢と退職時期につき修正された国家公務員法81条の2第1項に基づくものと解される。」

(参考条文)

○ 国家公務員法

(定年による退職)

第八十一条の二 職員は、法律に別段の定めのある場合を除き、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の三月三十一日又は第五十五条第一項に規定する任命権者若しくは法律で別に定められた任命権者があらかじめ指定する日のいづれか早い日(以下「定年退職日」という。)に退職する。

2 前項の定年は、年齢六十年とする。ただし、次の各号

に掲げる職員の定年は、当該各号に定める年齢とする。

一～三 (略)

3 (略)

(定年による退職の特例)

第八十一条の三 任命権者は、定年に達した職員が前条第一項の規定により退職すべきこととなる場合において、その職員の職務の特殊性又はその職員の職務の遂行上の特別の事情からみてその退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由があるときは、同項の規定にかかわらず、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続いて勤務させることができる。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認められる十分な理由があるときは、人事院の承認を得て、一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して三年を超えることができない。

○ 檢察庁法

第二十二条 檢事総長は、年齢が六十五年に達した時に、その他の検察官は年齢が六十三年に達した時に退官する。

第三十二条の二 この法律第十五条、第十八条乃至第二十条及び第二十二条乃至第二十五条の規定は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）附則第十三条の規定により、検察官の職務と責任の特殊性に基いて、同法の特例を定めたものとする。

【責任者：大臣官房人事課 濱課長 内線 [] 携帯 []】

(対大臣・副大臣・政務官)

人事課 作成

3月9日(月) 参・予算委 小西 洋之 議員(新会派)

想定14問 結局、解釈変更後の検察官の定年退官に適用されるのは、国家公務員法81条の2第1項なのか、検察庁法22条なのか、それともその両方の規定なのか、法務大臣に問う。

〔両方の規定が適用〕

お尋ねについては、国家公務員法81条の2第1項及び検察庁法22条の両方が適用されると解される。」

【責任者：大臣官房人事課 濱課長 内線 [] 携帯 []】

(対大臣・副大臣・政務官)

人事課 作成

3月9日(月) 参・予算委 小西 洋之 議員(新会派)

想定15問 解釈変更後、国家公務員法81条の2
第1項の規定の具体的にどの部分が適用される
のか、法務大臣に問う。

〔職員が定年に達したときは退職する旨の規定が適用〕

(先ほどもお答えしたとおり、) 檢察官の定年による退職は、検察庁法22条により定年年齢と退職時期につき修正された国家公務員法81条の2第1項に基づくものと解される。

そのため、検察官については、国家公務員法81条の2第1項において定められる、「職員が定年に達したときは退職する」旨の規定が適用されるものと解される。」

【責任者：大臣官房人事課 濱課長 内線 [] 携帯 []】

(対大臣・副大臣・政務官)

人事課 作成

3月9日(月) 参・予算委 小西 洋之 議員(新会派)

想定16問 解釈変更後は、検察庁法22条は、検察官が定年により退官する根拠ではなくなったということか、法務大臣に問う。

〔検察官の定年退職に対する国公法の適用〕

検察官の定年による退職の特例は、定年年齢と退職時期の2点であり、国家公務員が定年により退職するという規範そのものは、検察官であっても一般法たる国家公務員法に拠っているというべきである。

そのため、結局、検察官の定年による退職は、検察庁法22条により定年年齢と退職時期につき修正された国家公務員法81条の2第1項に基づくものと解される。

〔検察庁法の規範の適用は排除されない〕

一方で、検察庁法22条の文言(注)からして、解釈変更後も、定年により退職するという同条の規範の適用は排除されないと解される。」

(注) 検察庁法22条の文言

検察庁法22条は、「検事総長は、年齢が65年に達した時に、その他の検察官は年齢が63年に達した時に退

官する。」と規定している。

このように「退官する」などと規定されているので、同条は、検察官が定年により退職するという規範をも有していると解される。

【責任者：大臣官房人事課 濱課長 内線 [REDACTED] 携帯 [REDACTED]】

(対大臣・副大臣・政務官)

人事課 作成

3月9日(月) 参・予算委 小西 洋之 議員(新会派)

想定17問 逆に、「検察官が定年により退官する」という規範についても検察庁法22条の適用があるというのであれば、国家公務員法81条の2第1項を適用する必要はなくなってしまうのではないか、法務大臣に問う。

[検察官の定年退職に対する国公法の適用]

検察官の定年による退職の特例は、定年年齢と退職時期の2点であり、国家公務員が定年により退職するという規範そのものは、検察官であっても一般法たる国家公務員法に拠っているというべきである。

そのため、結局、検察官の定年による退職は、検察庁法22条により定年年齢と退職時期につき修正された国家公務員法81条の2第1項に基づくものと解される。

[検察庁法の規範の適用は排除されない]

一方で、検察庁法22条の文言からして、解釈変更後も、定年により退職するという同条の規範の適用は排除されないと解される。」

【責任者：大臣官房人事課 濱課長 内線 [] 携帯 []】

(対大臣・副大臣・政務官)

人事課 作成

3月9日(月) 参・予算委 小西 洋之 議員(新会派)

想定18問 2月10日の委員会において、法務大臣は、山尾議員から「検察官の定年自体の法的根拠」を尋ねられ、「検察庁法である」旨答弁していたが、それと矛盾するのではないか、法務大臣に問う。

〔検察官の定年年齢の根拠法令をお答えしたもの〕

(先ほどもお答えしたとおり、) 検察官の定年による退職は、検察庁法22条により定年年齢と退職時期につき修正された国家公務員法81条の2第1項に基づくものと解される。

そして、検察庁法で定められる検察官の定年による退職の特例は、定年年齢と退職時期の2点であるところ、山尾議員の御質問は、検察官の定年年齢がどの法律に定められているのかというものであると理解し、検察庁法である旨答弁したもの。」

(参考) 令和2年2月10日 衆・予算委員会

○ 山尾議員

大臣、検察官の定年は国家公務員法で決まっているんじゃないかもしれませんね、定年自体は。検察官の定年自体の法的根拠は何という法律ですか。

○ 森法務大臣

検察庁法でございます。

○ 山尾議員

そうすると、今大臣が主張している、国家公務員法の規定ができるんだというのは成り立たないわけですよね。なぜ、そんな成り立たないような改正を当時の立法者はしたんでしょう。

【責任者：大臣官房人事課 濱課長 内線 [REDACTED] 携帯 [REDACTED]】

(対大臣・副大臣・政務官)

人事課 作成

3月9日(月) 参・予算委 小西 洋之 議員(新会派)

想定19問 今回の解釈変更により、検察官の定年による退官は、検察庁法22条により定年年齢と退職時期につき修正された国家公務員法81条の2第1項に基づくと整理するのであれば、検察官の身分保障について定めた検察庁法25条の適用関係はどのようになるのか。検察庁法25条の「前3条の場合」には定年退官する場合は含まれなくなるのではないか、法務大臣に問う。

[結論]

検察官の定年による退職については、国家公務員法81条の2第1項のほか、検察庁法22条も適用されるものである。

したがって、検察庁法25条の「前3条の場合」に該当するものと考えている。

(参照条文)

○ 検察庁法

第二十二条 検事総長は、年齢が六十五年に達した時に、他の検察官は年齢が六十三年に達した時に退官する。

第二十五条 検察官は、前三条の場合を除いては、その意思に反して、その官を失い、職務を停止され、又は俸給を減額されることはない。但し、懲戒処分による場合は、この限りでない。

【責任者：大臣官房人事課 濱課長 内線 [] 携帯 []】

(対大臣・副大臣・政務官)

人事課 作成

3月9日(月) 参・予算委 小西 洋之 議員(新会派)

想定20問 「検察官が定年により退官するという規範」について、一般法である国家公務員法81条の2第1項と、特別法である検察庁法22条の両方の規定が適用されるといった解釈は許されるのか、法務大臣に問う。

〔結論〕

検察官の定年による退職の特例は、定年年齢と退職時期の2点であり、国家公務員が定年により退職するという規範そのものは、検察官であっても一般法たる国家公務員法に拠っているというべきである。

そのため、結局、検察官の定年による退職は、検察庁法22条により定年年齢と退職時期につき修正された国家公務員法81条の2第1項に基づくものと解される。

一方で、検察庁法22条の文言からして、解釈変更後も、定年により退職するという同条の規範の適用は排除されないと解される。

そのような意味で、双方の規定が適用されると申し上げているものである。」

【責任者：大臣官房人事課 濱課長 内線 [] 携帯 []】

(対大臣・副大臣・政務官)

人事課 作成

3月9日(月) 参・予算委 小西 洋之 議員(新会派)

想定21問 同じような解釈手法をとっている例
は、他にあるのか、法務大臣に問う。

[結論—網羅的に把握していない]

法解釈の手法については、法令に応じて様々なものがあり、網羅的に把握しているものではないことから、お答え困難。(注)

(注) 法規が修正されて適用される一例

(今回の解釈変更による解釈と同一の解釈例ではないが、) 例えば、行政事件訴訟では、行政事件訴訟法の定めるところにより、民事訴訟法規が修正されて適用され得ると解されている。

すなわち、行政事件訴訟法7条は、「行政事件訴訟に
関し、この法律に定めがない事項については、民事訴訟
の例による。」と規定するところ、ここにいう「民事訴訟
の例による」とは、行政事件訴訟の性質に反しない限り、
民事訴訟法規を、行政事件訴訟にも準用することを意味
すると解されている。

そのため、行政事件訴訟では、行政事件訴訟法7条の
定めるところにより、民事訴訟法規に規定される原則等
が修正されて適用され得る。

(参考) 文献の記載

行政事件訴訟法7条につき、例えば、宇賀克也「行政

法概説Ⅱ 行政救済法〔第5版〕」では、次のとおり解説されている。

「とりわけ、審判手続については、行政事件訴訟法はわずかな規定しか置いておらず、基本的に民事訴訟法の規定が準用されている。しかし、『民事訴訟の例による』とは、行政事件の本質に反しない限りにおいて準用することを意味するから、行政事件訴訟法の本質に照らした民事訴訟の原則の修正がいかなる場合に行われるべきかに留意する必要がある。」

(参考条文)

○ 行政事件訴訟法

(この法律に定めがない事項)

第七条 行政事件訴訟に関し、この法律に定めがない事項については、民事訴訟の例による。

【責任者：大臣官房人事課 濱課長 内線 [] 携帯 []】

(対大臣・副大臣・政務官)
3月9日(月) 参・予算委 小西 洋之

人事課 作成
議員(新会派)

想定22問 検察官に勤務延長を適用するとの無理な解釈変更を行ったことにより、つじつま合わせをしているのではないか、法務大臣に問う。

[十分な検討]

法務省においては、国家公務員一般の定年引上げに関する検討の一環として、検察官についても検討を進める過程で、昨年のうち(注)から、現行の国家公務員法と検察庁法との関係について必要な検討を行っていた。

[検討結果]

その結果

- 検察庁法が定める検察官の定年による退職の特例は、定年年齢と退職時期の2点であり
- 特定の職員に定年後も引き続きその職務を担当させることが公務遂行上必要な場合に、定年制度の趣旨を損なわない範囲で定年を超えて勤務の延長を認めるとの勤務延長制度の趣旨は、検察官にも等しく及ぶというべきであることから、検察官の勤務延長については、一般法である国家公務員法の規定が適用されると解釈したもの。



〔結論〕

このように、検察庁法を所管する法務省において、
今般十分な検討を重ね、検察官に勤務延長制度の適
用があると解したものであり、問題はない。」

(注) 昨年12月頃から具体的に検討。

【責任者：大臣官房人事課 濱課長 内線 [] 携帯 [] 】

(対大臣・副大臣・政務官)

人事課 作成

3月9日(月) 参・予算委 小西 洋之 議員(新会派)

想定33問 仮に検討の契機は法律案だとしても、なぜ、直前に迫った通常国会での法改正を待たず、解釈変更の結果を行使して勤務延長を行ったのか、結局、黒川検事長のための解釈変更ではないのか、法務大臣に問う。

〔結論〕

法務省においては、検察官の定年引上げに関する法律案において、勤務延長制度や再任用制度をどのように取り扱うかを考える前提として、現行法の勤務延長制度や再任用制度について国家公務員法と検察庁法との関係を検討していた。

その結果、検察官の勤務延長については、一般法である国家公務員法の規定が適用されるとの解釈に至ったことから、直ちに、本年1月17日から同月24日にかけて関係省庁と協議を行い、異論はない旨の回答を得て、同日の段階で最終的に結論を得た。

それを前提に、本年1月29日、黒川検事長の勤務延長について、閣議請議を行ったもの。」

【責任者：大臣官房人事課 濱課長 内線 [] 携帯 []】

(対大臣・副大臣・政務官)

人事課 作成

3月9日(月) 参・予算委 小西 洋之 議員(新会派)

想定34問 法務大臣は、解釈変更の必要性について、いつ、誰から、どのような説明を受けていたのか、法務大臣に問う。

[結論]

(事務方からの説明内容等の詳細については、省内の検討プロセスであるため、詳細は差し控えるが、) 本年1月17日から関係省庁と協議を行うに当たり、その前の時点で、事務方から、検察官の定年引上げに関する法律案の策定の過程で、検察官の勤務延長については、一般法である国家公務員法の規定が適用されると解釈したものと説明を受けていた。」

【責任者：大臣官房人事課 濱課長 内線████ 携帯████】

(対大臣・副大臣・政務官)

人事課 作成

3月9日(月) 参・予算委 小西 洋之 議員(新会派)

想定35問 黒川検事長のための解釈変更だからこそ、法制局や人事院への照会文書にも、令和2年1月16日付け文書にも、検察官に勤務延長制度を適用することの必要性に関する記載がほとんどないのではないか、法務大臣に問う。

〔当然の前提是記載していない〕

法務省においては、検察官の定年引上げに関する法律案の策定の過程で、現行の国家公務員法と検察庁法との関係について必要な検討を行った結果、検察官の勤務延長については一般法である国家公務員法の規定が適用されるとの解釈に至ったもの。

そのように、法律案策定の過程で解釈を改めるに至ったことは当然の前提であったため、御指摘の2020年1月16日付け文書や、内閣法制局等との協議に用いた文書には、特段、その旨は記載しなかったものと聞いている。

〔必要性も記載している〕

他方で、例えば、2020年1月16日付け文書には、第2の2で、「勤務延長制度の目的である、職務の特殊性又は職務遂行上の特別の事情が認められる場合に、定年退職の特例として、定年退職日以



降も、一定期間、当該職務に従事させることができるという要請自体は、検察官にも等しく妥当するものと考えられる」と記載している。

また、内閣法制局等との協議に用いた文書にも、中段部分に、「前記の勤務延長制度の趣旨は、検察官にも等しく及ぶというべき」などと記載している。

これらの記載は、検察官について、勤務延長制度を適用する必要性があることを述べていると評価できるものであり、御指摘は当たらない。」

【責任者：大臣官房人事課 濱課長 内線████ 携帯████】

(対大臣・副大臣・政務官)

人事課 作成

3月9日(月) 参・予算委 小西 洋之 議員(新会派)

想定36問 黒川検事長の定年退官までに手続を間に合わせる必要があったからこそ、内閣人事局への照会文書の持ち込みを官房長が、人事院への照会文書の持ち込みを事務次官が、それぞれ行ったのではないか、法務大臣に問う。

〔前提〕

関係省庁との対応に当たっては、その業務に応じ、適切な者が対応しているものと承知。

〔結論〕

その上で、法務省においては、検察官の定年引上げに関する法律案において、勤務延長制度や再任用制度をどのように取り扱うかを考える前提として、現行法の勤務延長制度や再任用制度について国家公務員法と検察庁法との関係を検討していた。

本年1月17日までには、法務省内において、検察官の勤務延長については、一般法である国家公務員法の規定が適用されるとの解釈に至った。

この解釈を前提に、通常国会への提出が予想されていた検察官の定年引上げに関する法律案に勤務延長制度を取り入れるのであれば、急ぎ、法律案の策定作業を開始しなければならず、早期に最終的な結



論を得る必要があったことから、事務次官が直接、
人事院の事務総長に対し、協議を依頼したもの。】

同様に、官房長が直接、内閣人事局人事政策統括
官に対し、協議を依頼したもの。

【責任者：大臣官房人事課 濱課長 内線 [] 携帯 []】

(対大臣・副大臣・政務官)

人事課 作成

3月9日(月) 参・予算委 小西 洋之 議員(新会派)

想定41問 なぜ、第二部長審査まで終わっていたのに、そこまでして解釈変更を行ったのか、必要な変更は法改正によって行えば足りるのではないか、結局、黒川検事長の勤務延長を行うこと以外に、今回の解釈変更を行う必要性はなかったのではないか、法務大臣に問う。

(〔結論〕

法務省においては、通常国会への提出が予想されていた検察官の定年引上げに関する法律案の策定の過程で、昨年12月頃から、現行の国家公務員法と検察庁法との関係について必要な検討を行っていたところ。

その結果、本年1月17日までには、法務省内において、検察官の勤務延長については、一般法である国家公務員法の規定が適用されるとの解釈に至った。

この解釈を前提に、法律案に勤務延長制度を取り入れるのであれば、急ぎ、法律案の策定作業を開始しなければならず、早期に最終的な結論を得る必要があったことから、直ちに関係省庁と協議を行い、異論はない旨の回答を得て、最終的に結論を得たもの。



以上のとおり、検察官の定年引上げに関する法律案策定の過程で、解釈を改めたものであり、御指摘は当たらない。」

【責任者：大臣官房人事課 濱課長 内線 [] 携帯 []】

(対大臣・副大臣・政務官)

人事課 作成

3月9日(月) 参・予算委 小西 洋之 議員(新会派)

想定42問 今回の解釈変更後、現在までに定年退官した検察官はいるか、いるとすれば何人か、法務大臣に問う。

〔結論〕

現時点で把握している、本年1月24日以降同年3月6日までの間に定年退官した検察官は、5名である。」

〔責任者：大臣官房人事課 濱課長 内線 [] 携帯 [] 〕

(対大臣・副大臣・政務官) 人事課 作成
3月9日(月) 参・予算委 小西 洋之 議員(新会派)

想定43問 今回の解釈変更後、検察官の定年退官の人事異動通知書には、根拠法令をどのように記載しているのか、法務大臣に問う。

〔結論〕

御指摘の人事異動通知書には、「異動内容」欄に、定年退官することや、定年退官する年月日が記載されているほか、根拠法令に関しては、「検察庁法第22条の規定により」と記載している。」

(参照条文)

○ 人事院規則8-12(職員の任免)

(通知書の様式等)

第五十八条 通知書の様式は、人事院が定める。

2 通知書には、職員の氏名、異動の内容その他人事院が定める事項を記載しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、通知書に関し必要な事項は、人事院が定める。

【責任者：大臣官房人事課 濱課長 内線■ 携帯■】

(対大臣・副大臣・政務官)

人事課 作成

3月9日(月) 参・予算委 小西 洋之 議員(新会派)

想定44問 今回の解釈変更により、検察官の定年による退官は、検察庁法22条により修正された国家公務員法81条の2第1項に基づくと整理したにもかかわらず、解釈変更された以降の検察官の定年退官の人事異動通知書には、「検察庁法第22条の規定により」と記載されており、矛盾しているのではないか、法務大臣に問う。

[解釈変更後の人事異動通知書の取扱いに問題はない]

○ 検察官は、65歳又は63歳に達したときに定年退官することとなるが、これは、国家公務員法第81条の2第1項を検察庁法第22条によって修正することによるものであり、

○ 人事異動通知書の「異動内容」欄に記載されている定年退官の「年月日」は、検察庁法第22条の特例によって定まる事項である。

そのため、解釈変更後の人事異動通知書においても、従前の扱いどおり「検察庁法第22条の規定により」との記載をしているところであり、このような扱いに特段の問題があるとは考えていない(注)。」

(注) 人事異動通知書について、法律上の定めはないが、人事院規則によって、職員が定年退職をする場合には、

原則、当該職員に交付しなければならないとされている。

その目的は、「およそ人事上の異動については、それを職員本人に明確に知らしめることが、職員の身分関係を明らかにし、円滑な人事管理上適当であると考えられるため」とされている。

なお、検察官の定年による退職は、定年に達したという事実のみに基づいて当然かつ自動的に離職するものであり、職員としての身分に関しては、欠格条項該当による失職と同じ法律効果が生じるものである。したがって、定年による退職の効果については人事異動通知書の交付を法律上の要件とするものではないが、定年退職はそれ自体職員にとって重要な身分の変更であるので、事実を確認する意味で人事異動通知書を交付することとされている。(森園幸男ほか編「逐条国家公務員法全訂版」355頁、692頁参照)

(参照条文)

○ 人事院規則 8-12 (職員の任免)

(通知書の交付)

第五十三条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に人事異動通知書（以下「通知書」という。）を交付しなければならない。

1～10 (略)

11 職員が退職した場合（免職又は辞職の場合を除く。）

(通知書の様式等)

第五十八条 通知書の様式は、人事院が定める。

- 2 通知書には、職員の氏名、異動の内容その他人事院が定める事項を記載しなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、通知書に関し必要な事項は、人事院が定める。

○ 人事院規則11-8 (職員の定年)

(人事異動通知書の交付)

第十一條 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に規則八一一二（職員の任免）第五十八条の規定による人事異動通知書（以下この条において「人事異動通知書」という。）を交付しなければならない。ただし、第一号又は第六号に該当する場合のうち、人事異動通知書の交付によらないことを適當と認める場合は、人事異動通知書に代わる文書の交付その他適當な方法をもつて人事異動通知書の交付に代えることができる。

一 職員が定年退職をする場合

二 勤務延長を行う場合

三 勤務延長の期限を延長する場合

四 勤務延長の期限を繰り上げる場合

五 勤務延長職員が異動し、期限の定めのない職員となつた場合

六 勤務延長の期限の到来により職員が当然退職する場合

【責任者：大臣官房人事課 濱課長 内線 [] 携帯 []】

(対大臣・副大臣・政務官)

人事課 作成

3月9日(月) 参・予算委 小西 洋之 議員(新会派)

想定45問 人事異動通知書に、「国家公務員法第81条の2第1項の規定」も記載しなければ、人事異動通知書として問題があるのでないか、法務大臣に問う。

〔人事異動通知書の取扱いに問題はない〕

(先ほども申し上げたとおり、)

○ 人事異動通知書の「異動内容」欄に記載されている定年退官の「年月日」は、検察庁法第22条の特例によって定まる事項であること

などから、解釈変更後の人事異動通知書においても、従前の扱いどおり、「検察庁法第22条の規定により」との記載をしているところであり、このような扱いに特段の問題があるとは考えていない。

また、検察官の定年による退官は、人事異動通知書の交付を要件とするものではなく、定年に達したという事実のみに基づいて、当然かつ自動的に離職するものである。

人事異動通知書は、確認の意味で、定年退官することとその日付を明示することに主眼があると考えられ、現在の記載もそれらの点は満たしていると考えている。」

【責任者：大臣官房人事課 濱課長 内線 [] 携帯 []】

(対大臣・副大臣・政務官)

人事課 作成

3月9日(月) 参・予算委 小西 洋之 議員(新会派)

想定46問 定年による退官の人事異動通知書に、
根拠法令を記載している意味は何か、法務大臣
に問う。

〔結論〕

(先ほども申し上げたとおり、) 人事異動通知書
は、定年退職者に対し、確認の意味で、定年退官す
ることとその日付を明示することに主眼があると考
えられ、その根拠法令も確認的に明示しているもの
と考えている。」

【責任者：大臣官房人事課 濱課長 内線 [] 携帯 []】

(対大臣・副大臣・政務官)

人事課 作成

3月9日(月) 参・予算委 小西 洋之 議員(新会派)

想定47問 人事異動通知書に検察庁法22条しか記載していないということは、法務省は、現在も、検察官の定年退官の根拠を検察庁法22条と考えており、国家公務員法81条の2第1項の適用はないと考えているのではないか、法務大臣に問う。

(〔指摘は当たらない〕

(先ほども申し上げたとおり、)

○ 人事異動通知書の「異動内容」欄に記載されている定年退官の「年月日」は、検察庁法第22条の特例によって定まる事項であること

などから、解釈変更後の人事異動通知書においても、従前の扱いどおり、「検察庁法第22条の規定により」との記載をしているところ。

(このような記載にしているからといって、国家公務員法81条の2第1項の適用がないと考えているわけではない。)

【責任者：大臣官房人事課 濱課長 内線 [] 携帯 []】

(対大臣・副大臣・政務官)

人事課 作成

3月9日(月) 参・予算委 小西 洋之 議員(新会派)

想定48問 平成11年の教育公務員特例法改正において、国立大学の教員に国家公務員法の定年制度を適用することとした際には、人事異動通知書の記載を「国家公務員法81条の2及び教育公務員特例法8条の2」と改める扱いとしたのと矛盾するのではないか、法務大臣に問う。

(〔御指摘の取扱いはコメントしかねる〕

教育公務員特例法改正の際の取扱いについては承知しているが、法務省としてコメント致しかねる。

いずれにせよ、法務省としては、(先ほど述べた理由から) 従前どおりの扱いとしているもの。

〔人事異動通知書の取扱いに問題はない〕

(先ほども申し上げたとおり、)

○ 人事異動通知書の「異動内容」欄に記載されている定年退官の「年月日」は、検察庁法第22条の特例によって定まる事項であることなどから、解釈変更後の人事異動通知書においても、従前の扱いどおり、「検察庁法第22条の規定により」との記載をしているところであり、このような扱いに特段の問題があるとは考えていない。



また、検察官の定年による退官は、人事異動通知書の交付を要件とするものではなく、定年に達したという事実のみに基づいて、当然かつ自動的に離職するものである。

人事異動通知書は、確認の意味で、定年退官することとその日付を明示することに主眼があると考えられ、現在の記載もそれらの点は満たしていると考えている。】

【責任者：大臣官房人事課 濱課長 内線 [REDACTED] 携帯 [REDACTED]】

(対大臣・副大臣・政務官)

人事課 作成

3月9日(月) 参・予算委 小西 洋之 議員(新会派)

想定49問 人事異動通知書に検察庁法22条のみを記載することは、人事院事務総長の通知「定年制度の運用について(通知)」(昭和59年7月2日任企-219)に反するのではないか、法務大臣に問う。

〔法務省においてその内容を判断すべきもの〕

(人事院の通知の内容に関するご質問であるため、詳細はお答えいたしかねるが、) 御指摘の人事院の通知は、職員が、法律に別段の定めや読み替えがなく 国家公務員法第81条の2の規定による退職をする 場合の人事異動通知書の記入要領を定めているものと理解している。

したがって、検察庁法22条という別段の定めが設けられている検察官の定年による退官の場合の人事異動通知書については、法務省においてその内容を判断すべきものであると理解しております、御指摘の通知に反することはないと考えている。」

(参考) 定年制度の運用について(昭和59年7月2日任企-219)

○ その他の事項

規則11-8第11条の規定により人事異動通知書を交付する場合の「異動内容」欄の記入要領は、次のとお

りとする。

一 職員が定年退職をする場合

「国家公務員法第81条の2第1項の規定により

年 月 日限り定年退職」

【責任者：大臣官房人事課 濱課長 内線 [] 携帯 []】

(対大臣・副大臣・政務官)

人事課 作成

3月9日(月) 参・予算委 小西 洋之 議員(新会派)

想定50問 法務大臣は、法務省が、解釈変更後も、
人事異動通知書の記載を従前どおりの扱いとし
ていることをいつ知ったのか、法務大臣に問う。

〔結論〕

解釈変更後の優れて実務的な扱いに関するこ
とあり、2月下旬頃に、事務方から聞いたもの。」

【責任者：大臣官房人事課 濱課長 内線 [] 携帯 []】

(対大臣・副大臣・政務官)

人事課 作成

3月9日(月) 参・予算委 小西 洋之 議員(新会派)

想定51問 教育公務員特例法については、法改正により、勤務延長制度や再任用制度の適用関係を明確にしていることとの対比からも、検察官に勤務延長制度を適用するには、法改正の必要があったのではないか、法務大臣に問う。

〔前提〕

教育公務員特例法については、国家公務員法に定年制が導入された昭和56年当時は、国家公務員法の定年制の適用対象から除外されていたが、平成11年の法改正により、国家公務員法の定年に関する規定を大学教員にも適用することとし、その際、同法第81条の2について必要な読替規定を置くなどしたものと承知している。

御指摘は、昭和56年当時、検察官と同様に、国家公務員法に規定する定年制の適用対象外とされていた大学教員について、国家公務員法の定年に関する規定を適用するために法改正を要したのであるから、検察官に国家公務員法の勤務延長に関する規定を適用するためにも、法改正を行う必要があったのではないか、というものだと理解する。



〔結論〕

この点、教育公務員特例法の取扱いについては、所管外であるため、法務大臣として、お答えしかねる。

ただ、いずれにしても、法令の解釈あるいはその変更というものについて、決まった手続や方式があるわけではないものと承知している。

また、国家公務員法第81条の2及び81条の3を検察官に適用するに当たっては、検察庁法第22条により特例とされている定年年齢と退職時期の2点について読み替えることになるが、各条文の文言に照らし、当然に修正して適用することが可能であるため、法改正をして読替規定を設けるまでの必要はない。（注）

したがって、御指摘は当たらない。」

（注）法制執務研究会編「ワークブック法制執務」193

法令を解釈するに際し、だれしも疑問なく変更が加えられるような部分については、わざわざ読替えのための規定を置かなくても、心配はない。

（参照条文）

○ 国家公務員法
(定年による退職)

第八十一条の二 職員は、法律に別段の定めのある場合を除き、定年に達したときは、定年に達した日以後におけ

る最初の三月三十一日又は第五十五条第一項に規定する任命権者若しくは法律で別に定められた任命権者があらかじめ指定する日のいずれか早い日（以下「定年退職日」という。）に退職する。

- 2 前項の定年は、年齢六十年とする。ただし、次の各号に掲げる職員の定年は、当該各号に定める年齢とする。
 - 一 病院、療養所、診療所等で人事院規則で定めるものに勤務する医師及び歯科医師 年齢六十五年
 - 二 庁舎の監視その他の庁務及びこれに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるもの 年齢六十三年
 - 三 前二号に掲げる職員のほか、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより定年を年齢六十年とすることが著しく不適当と認められる官職を占める職員で人事院規則で定めるもの 六十年を超える、六十五年を超えない範囲内で人事院規則で定める年齢
- 3 前二項の規定は、臨時的職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常時勤務を要しない官職を占める職員には適用しない。

（定年による退職の特例）

第八十一条の三 任命権者は、定年に達した職員が前条第一項の規定により退職すべきこととなる場合において、その職員の職務の特殊性又はその職員の職務の遂行上の特別の事情からみてその退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由があるときは、同項の規定にかかわらず、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続いて勤務させることができる。

- 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認められる十分な理由があるときは、人事

院の承認を得て、一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して三年を超えることができない。

○ 平成11年改正前の教育公務員特例法

第八条 学長及び部局長の任期については、評議会の議に基づき学長が定める。

2 教員の停年については、評議会の議に基づき学長が定める。

○ 檢察庁法

第二十二条 檢事総長は、年齢が六十五年に達した時に、その他の検察官は年齢が六十三年に達した時に退官する。

【責任者：大臣官房人事課 濱課長 内線 [REDACTED] 携帯 [REDACTED]】

(対大臣・副大臣・政務官)

人事課 作成

3月9日(月) 参・予算委 小西 洋之 議員(新会派)

想定52問 法務大臣は、いつの段階で、黒川検事長の勤務延長を行うことを決めたのか、法務大臣に問う。

〔差し控える〕

〔個別的人事のプロセスに関することについては、
(事柄の性質上), お答えは差し控える。〕

〔責任者:大臣官房人事課 濱課長 内線 [] 携帯 [] 〕

(対大臣・副大臣・政務官)

人事課 作成

3月9日(月) 参・予算委 小西 洋之 議員(新会派)

想定53問 少なくとも、令和2年1月中旬から下旬にかけて関係省庁と協議を行っている時には、黒川検事長の勤務延長を行う意図があったのではないか、法務大臣に問う。

〔結論〕

(今般の) 国家公務員一般の定年の引上げに関する検討の一環として、検察官についても検討を進める過程で、検察官の勤務延長については、一般法である国家公務員法の規定が適用されると解釈したもの。

その上で、個別的人事プロセスに関することについては、(事柄の性質上、) お答えは差し控える。】

【責任者:大臣官房人事課 濱課長 内線 [REDACTED] 携帯 [REDACTED]】

(対大臣・副大臣・政務官)

人事課 作成

3月9日(月) 参・予算委 小西 洋之 議員(新会派)

想定54問 黒川検事長の俸給表上の給与月額やその年額、ボーナスの年額、及びそれらの合計額について、法務大臣に問う。

〔特定個人の給与額については差し控える〕

特定個人の給与額については、個人情報に当たるため、お答えは差し控える。

なお、検察官の俸給等に関する法律等に基づく東京高検検事長の俸給額(注1)及び期末手当額については、

- 給与月額が156万2400円(注2)
 - 給与年額が1874万8800円
 - 期末手当の年額が748万1292円
- であり、
- 給与年額と期末手当の年額の合計額が2623万92円
- である。」

(注1) 地域手当を含む。

(注2) 俸給月額130万2000円+地域手当(20%)

【責任者：大臣官房人事課 濱課長 内線 [] 携帯 []】

(対大臣・副大臣・政務官)

人事課 作成

3月9日(月) 参・予算委 小西 洋之 議員(新会派)

想定55問 今回の違法な勤務延長により、高額な給与等を違法に支出することについての責任をどう考えるか、法務大臣に問う。

〔結論ー今回の勤務延長は違法ではない〕

(これまで申し上げてきたとおり、) 今回の勤務延長は適正に実施しており、何ら違法なものではない。

〔解釈変更は合理的な理由・適正なプロセスに基づく〕

法務省においては、(今般の) 国家公務員一般の定年の引上げに関する検討の一環として、検察官についても検討を進める過程で、国家公務員法と検察庁法との関係を検討し、

- 検察庁法が定める検察官の定年による退職の特例は、定年年齢と退職時期の2点であり、
- 勤務延長制度の趣旨は、検察官にも等しく及ぶというべきであることから

検察官の勤務延長については、一般法である国家公務員法の規定が適用されると解釈した。

その上で、関係省庁からも異論はないとの回答を得て、解釈を改めたものであり、今回の解釈変更は、



適正なプロセスを経たものである。

〔今回の勤務延長は業務遂行上の必要性に基づく〕

また、黒川検事長の勤務延長については、検察庁の業務遂行上の必要性に基づき、法務大臣から閣議請議を行って閣議決定され、引き続き勤務させることとしたものであり、何ら問題はないと認識している。」

【責任者：大臣官房人事課 濱課長 内線 [] 携帯 []】